

V. いきいきと暮らせる福祉のまちづくり

1. 保健医療体制の充実

保健・医療供給体制の整備

事業費・・・410, 982千円

担当課・・・健康保険課

公立玉名中央病院では、近隣市町の公立病院や玉名郡市医師会と連携し、休日・夜間の救急医療体制を確立し、市民に対する診療体制の充実を目指します。



公立玉名中央病院

疾病に応じた保健医療対策の推進

事業費・・・110.180千円

担当課・・・健康保険課



予防接種の様子

予防接種法に基づき、予防接種を実施しています。麻しん・風しん・破傷風・百日咳・ジフテリア・ポリオ(小児マヒ)・結核・日本脳炎・インフルエンザの発生及びまん延の防止に努めます。

また、玉名市歯科保健推進検討委員会を設置しフッ化物洗口の推進を図り幼児のむし歯予防に努めます。

人間ドックの充実

事業費・・・13, 678千円

担当課・・・健康保険課

平成20年度より各医療保険者に義務化された特定健康診査と、健康増進法に基づく各種がん検診を盛り込んだ人間ドックの実施対象年齢をこれまでの満40歳から満64歳までを満74歳まで拡大し、特定保健指導対象者には、保健指導を実施するとともに早期発見・早期治療に努め国民健康保険医療費の削減を図ります。



公立玉名中央病院附属健診センター

V. いきいきと暮らせる福祉のまちづくり

2. 保健活動の推進

妊婦健診の充実

事業費・・・60,330千円

担当課・・・健康保険課

妊婦の健康管理の充実と経済的負担の軽減を図ることにより、妊婦がより健やかな妊娠・出産を迎えていただくため、妊婦健康診査費用の助成を5回から14回へ拡充し、母体や胎児の健康確保を図ります。

また、里帰り等で熊本県・福岡県以外の医療機関等において妊婦健康診査を受けた場合も補助し、すべての妊婦が安心して妊娠・出産できる体制を確保します。



乳幼児・少年期対策

事業費・・・11,446千円

担当課・・・健康保険課



乳幼児健診の様子

子どもの発育・発達の確認のために乳幼児健診を定期的実施しています。健診時期や問診項目の見直しを行い、発達障害等を早期に発見し支援できるように努めます。

青壮年期・中年期対策

事業費・・・134,960千円

担当課・・・健康保険課

青壮年期・中年期の各種がん検診を実施し、早期発見、早期治療に努めます。

また、国民健康保険事業では、昨年度より満40歳から満74歳までの被保険者を対象にメタボリックシンドローム(内臓脂肪型肥満)に着目した特定健康診査を実施し、健診結果を基に特定保健指導を行っています。昨年度は、受診率約26%で未受診者が多く、今年度は未受診者対策を強化する予定です。更に、熊本県では慢性透析患者割合が全国1位であることから腎不全対策として、健診結果から特に腎機能悪化がみられる方やメタボリックでなくても重症高血圧や高血糖該当者の方には積極的に家庭訪問や健康相談を実施し、医療費の抑制を図ります。

【主な事業費】

検診事業費・・・61,486千円

特定健康診査等事業費・・・73,474千円



住民検診の様子

V. いきいきと暮らせる福祉のまちづくり

食育の推進

担当課・・・健康保険課

事業費・・・648千円

平成20年度に「玉名市食育推進計画」を策定しました。

今後、食育推進連携会議等を開催し、食育の積極的な取り組みを推進します。

①望ましい食習慣の推進 ②規則正しい生活リズムの推進 ③家族で食事を囲む習慣の推進 ④望ましい食への知識と技術の習得 ⑤生活習慣病予防の推進 ⑥地産地消の推進 等を施策の方向性として、進めていきます。

今年度は次世代を担う子供たちへの食育推進について研修講演会を開催し、市民運動として進める契機とします。

介護保険給付費・地域支援事業費

担当課・・・高齢介護課

事業費・・・5,896,683千円



ゆた～っと元気体操の様子

介護保険給付費:介護や社会的支援が必要な人が、尊厳を保持し、その能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、必要な保健医療サービス及び福祉サービスを行います。サービス(保険給付)には介護給付と予防給付があります。

地域支援事業:介護予防事業、包括支援事業及びその他の地域支援事業を行うことにより、要介護状態又は要支援状態となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援します。

本年度は、保険料の改定など介護保険事業計画を見直していますので、介護保険の利用の手引きを全世帯に配布します。

3. 社会福祉の充実

保育体制の推進

担当課・・・子育て支援課

事業費・・・110,480千円

保育所の保育時間を延長したり、保護者の仕事や疾病等による緊急時に一時保育を行うなど、仕事と家庭の両立と子育てを支援する取り組みを進めています。

また、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校低学年児童を放課後や夏期休暇等に預かる放課後児童健全育成事業や、子育てのお手伝いをしてほしい方(お願い会員)と子育てのお手伝いをしたい方(お助け会員)で組織され、お互いに助けたり助けられたりして子育ての相互援助活動を行うファミリーサポートセンター事業を行っています。これは、お父さんやお母さんが病気の時や急な残業で保育園や幼稚園の送り迎えを頼みたいときなどに利用できる制度です。預ける場合の利用料金は、1時間当たり、午前7時から午後7時までは600円、それ以外は700円です。



ファミリーサポートセンター事業

V. いきいきと暮らせる福祉のまちづくり

子育て支援体制の充実と環境整備
事業費・・・131,651千円

担当課・・・子育て支援課

○地域子育て支援拠点事業 事業費 21,505 千円

- ・子育て支援センター(子育てネットワーク・市立岱明町「くすの木」・森のひろばログさんち)
小学校就学前の子どもたち親子の交流の場で、子育て情報の提供と保育士の専門的支援を行います。
- ・つどいの広場(天水子育てホッとルーム・子育てふれあいひろば)
おおむね3歳までの親子が気軽に集い、子育てに関する相談や情報提供を行います。

○病児病後児保育事業 事業費 7,971 千円

- ・集団保育が困難な場合に、専用スペースにて病期中又は、病気回復期にある児童を預かります。(レインボールーム)

○子育て支援短期利用事業 事業費 397 千円

- ・保護者の病気などで一時的に養育が困難な場合、宿泊保育を行います。(荒尾市シオン園)

○地域組織活動育成事業 事業費 120 千円

- ・家庭児童の健全な育成を図るため、母親等と地域住民との地域活動に助成します。(まろかキッズクラブ)

○子育て応援団支援事業 事業費 300 千円

- ・それぞれの地域でさまざまな活動を展開する子育てサークルが集まり、合同で大きな催しや交流を行います。(玉名市子育てハーモニー)

○乳幼児医療費助成事業 事業費 101,358 千円

- ・小学校就学前の子どもが、病気やケガで医療機関にかかった場合、保険医療に係る一部負担金の全額を助成します。

ひとり親家庭支援事業の充実
事業費・・・14,895千円

担当課・・・子育て支援課

○ひとり親家庭医療等医療費助成制度 事業費 12,569 千円

- ・病気やけがで医療機関にかかった場合、その医療費の2/3を助成します。

○ひとり親家庭の学童保育利用料補助 事業費 600 千円

- ・その年度の市町村民税が非課税世帯のひとり親家庭の児童または父母のない児童一人当たりの利用料について、月額1,000円を補助します。

○ひとり親家庭のファミリーサポートセンター利用料補助 事業費 240 千円

- ・1時間当たり、午前7時から午後7時までは600円、それ以外は700円の基本利用料金を半額とします。

○母子家庭自立支援教育訓練給付金事業 事業費 200 千円

- ・母子家庭の自立促進を図るため、対象講座を終了した場合、給付金(受講料の2割相当額:上限10万円、下限4千円)を支給します。

○母子家庭高等技能訓練促進費支給事業 事業費 1,286 千円

- ・資格取得を目指す母子家庭の母に対し、養成訓練の受講期間のうち一定期間について促進費を支給することにより、生活の負担の軽減を図ります。ただし、2年以上のカリキュラムで通学する場合のみとなり、通信教育は対象になりません。

V. いきいきと暮らせる福祉のまちづくり

多子世帯子育て支援の充実
事業費・・・1, 278千円

担当課・・・子育て支援課



学童保育事業

多子世帯の児童が利用する学童保育やファミリーサポートセンターの利用料の負担軽減をすることで、生活の支援を図ります。

○多子世帯の学童保育利用料補助

多子世帯の第3子目以降の児童一人当たりの利用料について、月額1,000円を補助します。

○多子世帯のファミリーサポートセンター利用料補助

1時間当たり、午前7時から午後7時までは600円、それ以外は700円の基本利用料金が多子世帯の第3子目以降の児童についての利用料金が無料となります。

○多子世帯の保育料補助

多子世帯で、第3子以降の3歳未満の児童について保育料が無料となります。

後期次世代育成支援行動計画策定

事業費・・・3, 209千円

担当課・・・子育て支援課

○後期次世代育成支援行動計画策定委託事業 事業費 2,919千円

平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」が制定され、国と地方公共団体、そして企業に対して、少子化対策の総合的・具体的な施策を示す「地域行動計画」の策定が義務づけられました。この法律は、平成17年度から10年間の時限立法で、平成17年度から平成21年度までを前期計画(たまな子育てプラン)として、現在実施しています。

平成21年度に策定する後期計画(平成22年度から平成26年度)については、前期計画の見直しを図るとともに、平成20年度に行った次世代育成支援に関するニーズ調査を反映させることで、子育て環境の整備を図るものです。

○次世代育成支援行動計画運営協議会委員報酬 事業費 290千円

後期計画の策定及び行動計画に関する進捗状況の評価に当たり、学識経験者、児童福祉に関する関係団体の代表者、児童福祉関係機関に属する者などから組織される運営協議会を設置するものです。

緊急通報体制等整備事業

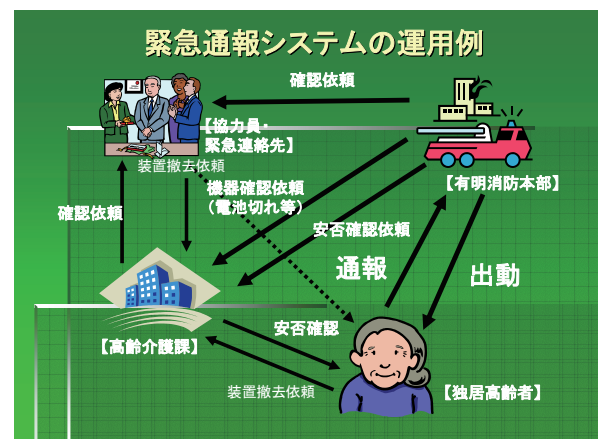
事業費・・・2, 494千円

担当課・・・高齢介護課

急な発作の恐れのある高齢者などの住宅に緊急通報装置を設置し、装置の「緊急ボタン」若しくは「ペンダント装置のボタン」が押された場合、24時間体制の有明消防本部指令室に通報が入り、急な発作や災害などの緊急事態に迅速かつ適切に対応します。

◆対象者

- ・おおむね65歳以上の高齢者のみからなる世帯で急病や災害等の緊急時において適切な措置を確保することが困難な人
- ・重度身体障害者のみからなる世帯で急病や災害等の緊急時において適切な措置を確保することが困難な人(※重度身体障害者とは、障害程度1・2級に該当する者です)



V. いきいきと暮らせる福祉のまちづくり

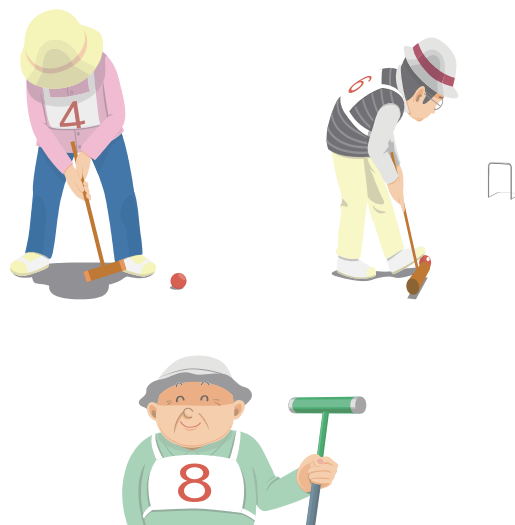
老人クラブ補助金

事業費・・・13,299千円

担当課・・・高齢介護課

玉名市老人クラブ連合会に加入する老人クラブの活動経費に対し、その事業ごとに区分して補助します。

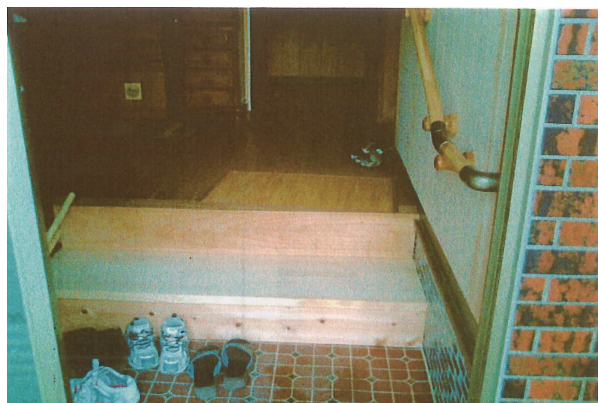
①老人クラブ連合会(自治区老連分)補助金は、各自治区の老人クラブ連合会が実施する特別活動や地域貢献活動に対し、②老人クラブふれあいアンドヘルプ事業は、各自地区での友愛訪問活動に対し、③老人クラブが行う健康づくり事業補助金は、自治区クラブ連合会が実施する健康づくりに係る経費に対し、④老人クラブ連合会(本部分)補助金は、玉名市老人クラブ連合会の本部の活動事業に対し、⑤単位老人クラブ補助金は、原則50名以上で構成する老人クラブの活動経費として、1クラブあたり55,000円を補助します。



高齢者住宅改造給付費

事業費・・・4,430千円

担当課・・・高齢介護課



**玄関手すりと段差解消
(手すりと玄関踏み台設置)**

介護を必要とする高齢者や障がい者などが居住している住宅を、身体障がいの状況に配慮した仕様(段差解消等)に改造する場合に、その費用の全部又は一部を助成します。

◆対象者

65歳以上の方で、介護保険の要支援・要介護の認定を受けた方で、その世帯の生計中心者の前年所得税課税額が7万円以下の世帯の方です。

◆助成対象箇所

次の工事が対象となります。

1. 介護保険の対象となる工事
2. 1. 以外の、玄関、廊下、階段、洗面所、浴室、便所、台所、居室など、介護を必要とする人が利用する部分に関する改造工事で、市が認めるもの。

◆助成額

・助成対象となるのは、介護保険対象工事で介護保険の支給限度額(1割の自己負担を含め20万円)を超える部分と、市が認めた改造工事費用の合計額ですが、助成限度額は70万円です。

・助成額は、助成限度額と実際の工事額を比較し、低い額に助成率を乗じて得た額です。

・助成は原則として1住宅につき1回とします。

V. いきいきと暮らせる福祉のまちづくり

介護予防事業拠点施設整備費補助金
事業費・・・900千円

担当課・・・高齢介護課

自治公民館、校区学習センター等(以下「公民館」という。)を拠点として介護予防事業を展開するため、公民館を改修又は整備する行政区に対し、予算の範囲内において補助金を交付します。

◆補助対象事業

介護予防事業(いきいきふれあい活動)を展開するために必要な公民館改修又は整備とします。ただし、玉名市自治公民館施設整備費補助金交付要綱第3条第1項第1号の規定を受けた新築の公民館は、除きます。

◆補助金の額

最高30万円(原則1公民館に対し1回限りとする。)



公民館玄関前スロープ新設

障がいのある人の自立支援体制の充実
事業費・・・993,824千円

担当課・・・福祉課

障がいのある人の自立を支援するため、障害者自立支援法に基づいて、さまざまなサービスを提供しています。

- ・介護給付事業:障がい程度が一定以上の人に生活上又は療養上の必要な介護を行う事業
居宅介護、重度訪問介護、行動援護、児童デイサービス、短期入所、重度障害者等包括支援、療養介護、生活介護、共同生活介護、施設入所支援
- ・訓練等給付:身体的又は社会的なリハビリテーションや就労につながる支援を行う事業
自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助
- ・地域生活支援事業:市が独自に取り組む事業として、地域で生活する障がいのある人のニーズを踏まえ、地域の実情に応じてサービスを行う事業
障がい者相談支援、コミュニケーション支援、日常生活用具給付等、移動支援、地域活動支援センター強化、訪問入浴サービス、日中一時支援、自動車運転免許取得・改造助成
その他、重度心身障がい者への医療費の助成や、身体障がい者への補装具購入助成なども行っています。

第2期障がい福祉計画の策定
事業費・・・2,936千円

担当課・・・福祉課

この計画は、障害福祉サービス及び相談支援、地域生活支援事業を提供するための体制整備を図り、障がい者施策をより一層推進するために策定します。

事業内容としては、障害者自立支援法の成立後、障がい者に必要なサービスが地域において計画的に提供されるように、福祉施設や事業体系の見直しが行われました。そのことにより市町村に「障がい福祉計画」を策定することが義務付けられ、平成19年度に第1期計画を策定しました。

第1期計画(平成18～平成20年度)の進捗状況をふまえて今後の障がい福祉サービスの計画的確保による推進を図っていくためにも第1期計画を見直し、平成21～平成23年度を計画期間とする第2期計画を策定しなければなりません。

障害者自立支援法の基本方針を踏まえて、必要となる障がい福祉サービス及び相談支援等のサービス量を見込み、障がい者の自己決定と自己選択の尊重、3障がいに係る制度の一元化、地域生活移行や就労意向支援等の課題に対応したサービス提供体制の基盤整備が図られ、必要な障がい福祉サービスの確保ができるように方策を定めます。

V. いきいきと暮らせる福祉のまちづくり

相談支援事業

担当課・・・福祉課

事業費・・・17,625千円

相談支援事業とは、無料で障がいのある方やその家族が抱える様々な悩み、困りごとの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、障がい福祉サービスの利用支援、就労支援、虐待の防止及びその早期発見のために関係機関との調整を行う等、障がい者等の権利擁護のために必要な援助を行う事業です。

また、相談支援事業をはじめとする地域の障がい者福祉に関するシステムづくりの中核として協議会を設置し困難事例への対応、地域の関係機関によるネットワーク構築、委託指定相談支援事業者の運営評価等を協議します。

<相談支援事業所>

事業所名	主な対象	住所
たまきな荘 相談支援センター「いこいば」	身体障害者	玉名市中46
有明地域障害児(者)相談支援センター	知的障害者	玉名郡和水町江田3103-1
荒尾市社会福祉事業団 相談支援センター	知的障害者	荒尾市増永 2299-2
指定相談事業所ふれあい	精神障害者	玉名市小野尻 5

九州看護福祉大学との連携強化

担当課・・・健康保険課

事業費・・・2,000千円

九州看護福祉大学を会場に、大学の専門スタッフの協力(看護学科・社会福祉学科・リハビリテーション学科)や健康測定機器を使用するなど、大学との連携ならではの健康福祉フェアを開催します。



健康フェアの様子

4. 社会保障の充実

生活保護事業

担当課・・・生活援護課

事業費・・・870,000千円

生活保護制度は、全国民が健康で文化的な生活水準を維持することができる最低限度の生活を保障するため、生活に現に困窮している国民に、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、自立の助長を図ることを目的とした国の制度です。

保護は、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助及び葬祭扶助から構成されています。